

主な指摘事項【介護老人福祉施設】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	重要事項説明書及び契約書(以下「契約書等」)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。 今後については、修正・追記を行った契約書等にて同意を得ること。 すでに同意を得た入所者については、修正・追記があることを説明し同意を得ること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る利用料の支払を受けた場合（償還払い）について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・緊急時等における対応について記載すること。 ・事故発生時の対応について記載すること。 ・非常災害対策について記載すること。 ・虐待の防止のための措置に関する事項について記載すること。 ・第三者評価の実施状況について記載すること。 ・記録の保存期間について、サービス完結の日から5年間とすること。	3件
運営	運営規程	運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。なお、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。 ・ユニットの数及びユニットごとの入居定員について記載すること。 ・虐待の防止のための措置に関する事項について記載すること。 ・記録の保存期間について、完結の日から2年間と記載しているため、完結の日から5年間とすること。	3件

計6件